

財形貯蓄をされている中小企業にお勤めの皆様へ



財形持家転貸融資制度が使いやすくなります！

～ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置が実施されます ～

平成26年4月から平成27年3月までの（※1）財形持家転貸融資（※2）新規申込み分より、中小企業（常用労働者が300人以下）にお勤めの方は、通常金利より0.2%引下げた貸付金利（当初5年間）で融資します。

※1: 申込み状況等により、上記期間内において当該措置を終了する場合があります。

※2: 財形持家融資制度のご利用にあたっては、会社に当該制度が導入されている必要があります。この融資制度を「転貸融資」といい、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施します。

【財形持家転貸融資制度の仕組み】



**通常金利(※)より
当初5年間0.2%引下げ**

※ お申込みいただいた時点で適用される貸付金利

◇ 詳しくは下記へお問い合わせください

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**



はたらく人と
がんばる会社の
財形
ざいけい

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/>

☎ 03-6731-2935